

避難行動要支援者名簿 Q & A

Q 1 同意確認書の書き方が分かりません。

A 1 以下の手順で回答してください。

- 1 まず、署名と連絡先（電話、FAX、携帯電話）を記入してください。
- 2 質問①でどちらか1つにチェックしてください。
 - 同意確認書にある下線部の「安全な場所」とは、学校などの避難場所だけでなく、親戚・知人宅や地区で決められている避難所など、自分の身を守ることができる場所です。
 - 「避難できる」と回答した方は名簿に登録されませんので、②以降は回答不要です。
- 3 質問①で「避難できない」と回答した方は、質問②でどちらか1つにチェックしてください。
 - 「施設又は病院」と回答した方は名簿に登録されませんので、③以降は回答不要です。
- 4 質問②で「自宅」と回答した方は、質問③でどちらか1つにチェックしてください。
 - 「同意します」・・・名簿に登録され、情報が提供されます。
 - 「同意しません」・・・名簿に登録されますが、情報は提供されません。
 - ただし、緊急時には、必要な範囲で情報を提供する場合があります。
- 5 質問③で「同意します」と回答した方で、心身の詳しい状況など知らせたい情報がある方は、裏面の質問④にチェックまたは記入してください。
 - 例：自力で避難の判断ができない、歩行が困難、聴覚障がいがある、視覚障がいがある 等

Q 2 同意すると、必ず助けに来てくれるのですか？

A 2 必ず支援を受けられるというものではありません。

「避難行動要支援者名簿」は、地域で支援を必要とする方の情報を共有して、地域での具体的な避難方法などを考える際に活用していただき、少しでも災害時の被害を少なくしようとするものです。情報提供に同意することで、避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、必ず支援を受けられるものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負いません。

災害は、いつどのような形で起こるか分かりませんので、自分の身は自分で守るという意識を持つ必要があります。いざというときは、地域での助け合いが何よりも重要です。日頃から地域の皆様との連携を大切に、災害時に手助けをお願いできるようにしておきましょう。

裏面へ続く

Q 3 同意しないと、助けてもらえないのですか？

**A 3 同意しないと、支援を受けられないわけではありません。
同意すると、支援を受けやすくなるということです。**

同意すると名簿に登録され、避難支援等関係者へ情報が提供されます。避難支援等関係者が事前に情報を把握することで、地域での災害時の安否確認や避難誘導等の支援活動に役立てることができま

きます。
災害が発生したときは、登録の有無にかかわらず救助活動が行われます。しかし、事前に登録していただき、地域の中で情報を把握しておくことで、より速やかな対応につながります。

Q 4 名簿に掲載された個人情報漏れないか心配です。

A 4 日頃の見守り活動や、避難支援以外の目的で使用することはありません。

避難支援等関係者には「守秘義務」がありますので、提供を受けた情報を正当な理由なく漏らすことはありません。掲載されている個人情報は、日頃の見守り活動や、災害発生時の避難支援のためのものですので、それ以外の目的で使用することはありません。※緊急時に避難支援や救助を行う機関等に対し必要な範囲で情報を提供する場合は、この限りではありません。

Q 5 現在は元気ですが、名簿に掲載できますか？

A 5 名簿に掲載することはできません。

恐れ入りますが、同意確認書には「自力で避難できる」にチェックをして返送してください。自力または家族の支援での避難が困難な状態になった際に、改めて担当課まで御連絡ください。

●倉敷地区（保健福祉推進課）：4 2 6 - 3 3 0 3

●水島、児島、玉島、真備地区（各支所福祉担当課）

水島地区：4 4 6 - 1 1 1 4 児島地区：4 7 3 - 1 1 1 9

玉島地区：5 2 2 - 8 1 1 8 真備地区：6 9 8 - 5 1 1 4

また、概ね3年後には、同様の確認調査を実施する予定です。

Q 6 避難情報は、どのように収集すればよいですか？

A 6 市のホームページやテレビ・ラジオ、携帯電話やスマートフォンに配信される緊急速報メール（エリアメール）で確認してください。

災害の種類や規模によって、避難所が開設される場合とされない場合がありますので、事前の確認が必要です。

また、いざという時は地域での助け合い＝「共助」が何よりも重要です。日頃から地域の方との関係を築いておくことが、自分の身を守ることにつながります。